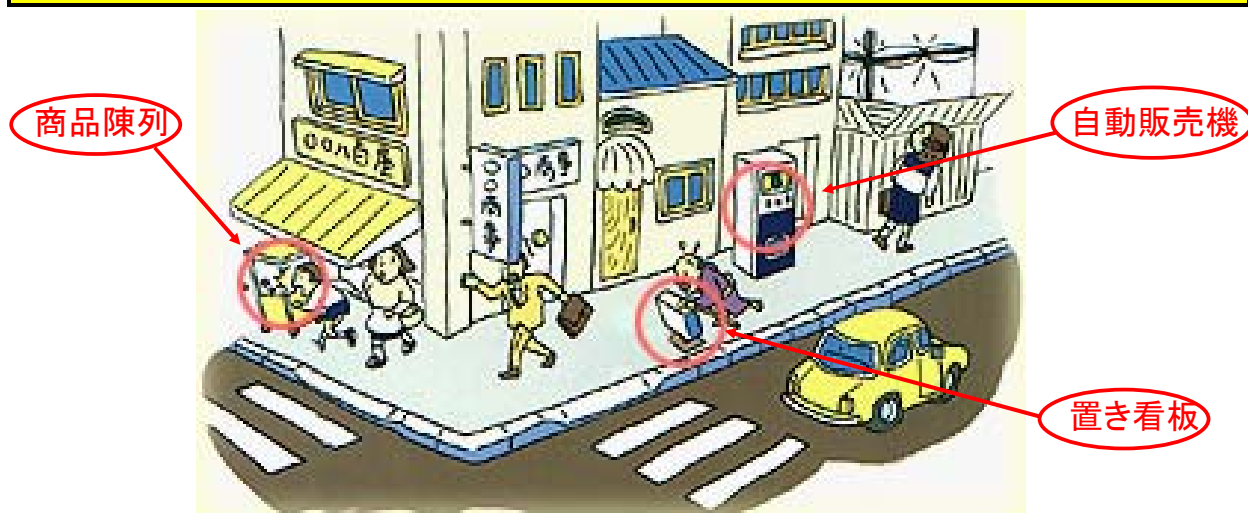


道路の正しい利用について(お知らせ)

道路（歩道含む）は公共の施設です。個人の営業のための行為などは禁止されていますので、正しい利用をされますようお知らせいたします。歩道上に物を置くことは、**美観の阻害はもとより、歩行者等の通行に支障を及ぼし大変危険です。**

- ◆営業目的の「置き看板」の設置
- ◆営業目的の「立て看板」の設置
- ◆営業目的の「のぼり旗」の設置
- ◆商品等の陳列等

は禁止されています



(解説)

道路は一般交通の用に供される**公共の施設**です。そのため、道路敷地では**私権(営業のための行為など)**を行使することができません。(道路法第4条)

また、**車道や歩道上に物(広告看板、商品など)**を**放置**することも**禁止**されています。(道路法第43条)

これら**違反者**に対しては**罰則が適用**されることがあります。(道路法第100条第3号)
(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

お問い合わせ先
国土交通省 仙台西国道維持出張所
TEL 022-226-1493・1494

★道路にはみ出している（はみ出る）看板は道路占用の許可を受けて下さい★

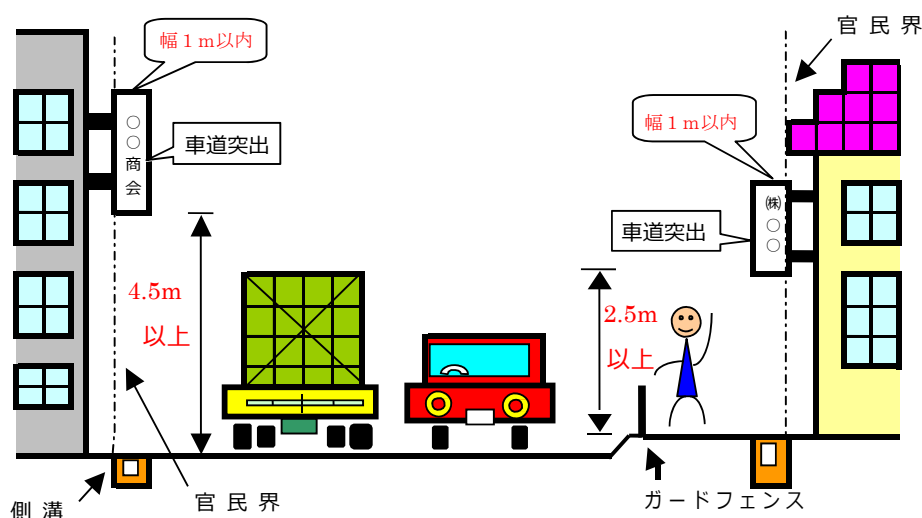
国土交通省 東北地方整備局 仙山河川国道事務所

◎ 道路を使用するためには一定のルールがあります。みなさんも毎日生活している中でも他人の土地を使う場合には、承諾をもらったり契約したりして使っているのと同じように、道路（地上、地下を含む）を使おうとするときは、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければ使うことができません。もし許可を受けない看板等で道路を使っている人は許可を受けて下さい。但し田、畑、自動販売機、商品置場、駐車場等については、道路敷内での占有許可はできません。

◎ 看板等の設置方法は下図のとおりです。

突出看板の道路占用料は1年につき1平方メートル当たり3,800円、家屋・日除け・投光器等は1年につき1平方メートル当たり1,100円となっております。なお、占用料金算定の対象となる面積1平方メートル未満の端数については道路法施行令により、1平方メートルとして計算されます。(平成26年4月1日現在)

色彩は、地色を白色又は淡色とすること、又色彩は信号機や道路標識に類似した、これらの効用を妨げるものであってはなりません。構造は強風、地震等に耐える堅固なもので倒壊落下老朽汚損等により美観を損ない、又は公衆に危険を与えるおそれのないものでなければなりません。



- ☆ 看板・日除けの最下部と路面との距離は4.5m以上。ただし歩道においては2.5m以上。
- ☆ 官民境の1m以上突き出してはなりません。
- ☆ 突出看板は自家用看板等に限るものとし、営業所又は事業所若しくは作業所につき2個以内です。ただし広告用日除けを除きます。

※お問い合わせ及び申請用紙の配布は下記において行っております

| 取扱い先 | 住所 | 電話番号 | 担当区域 |
|----------------------------------|---------------------------------|------------------------|---------------------------------|
| 仙山河川国道事務所 道路管理第一課 占用係 | 〒982-8566 仙台市太白区あすと長町4丁目1-60 | 022(304)1814 内線 434 | |
| 仙山河川国道事務所 仙台西国道維持出張所 管理第3係 | 〒982-0261 仙台市青葉区折立1丁目1-1 | 022(226)1493 | 45号：青葉区勾当台～苦竹IC 48号：立町・大町～作並 |